

## 第3章 子どもがいきいきと健やかに育つまちづくり

子どもがいきいきと健やかに育つために必要なこととして、次の6点を掲げました。

1. 子どもに基本的な生活習慣が身に付いている
2. 子どもの病気や事故を予防し、心身の異常にきちんと対応できる
3. 子どもが楽しく学べる学校がある
4. 子どもたちの様々な体験や活動の場がある
5. 子どもの人権が守られている
6. 障害児に対する支援が充実している

### 1. 子どもが基本的な生活習慣を身に付けるために

#### (1) 現状と課題

子どもの健全な発育・発達を支援するためには、望ましい生活習慣を身に付けさせることが大切です。特に乳幼児期は、健康な生活習慣の基盤が形成される時期であり、「運動（外遊び）」「栄養（食事）」「休養（睡眠）」のバランスと生活リズムを整えることが子どもの発育を促すことにつながります。生活習慣の乱れによる健康への弊害を理解し、子どもの生活習慣を整えるとともに、外遊びなど適度な運動を一緒にすることが必要です。

また、朝食抜き、孤食（一人で食事をする）、ファーストフードのとり過ぎ、脂肪過多食など、食生活上の問題を解決し、乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、さらには食を通じた豊かな人間性の形成を目指すためにも、いわゆる食育の推進が極めて重要となっています。

さらに、きちんとしたあいさつをしたり、約束や時間を守るといった生活態度についても、小学校に上がるまでに家庭でしっかり身に付けさせる必要があります。

#### (2) 行政の今後の取組

##### 1. 家庭の教育力向上に向けた相談・啓発及び学習機会の充実

子どもの基本的な生活習慣確立に向け、乳幼児健康診査時をはじめとする子どもの成長・発達、食事等に関する相談事業や各種健康教育、家庭教育学級等の充実により、家庭の教育力向上を図ります。

## 2. 成長発達と生活習慣の重要性についての学習機会の充実

乳幼児の生活リズムを左右する親自身が、生活習慣の乱れによって生じる生活習慣病について理解し、その予防方法について学べるよう、乳幼児健康診査等を利用した学習機会の充実を図ります。

## 3. 食育の推進

自分で自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送るための能力（食事の自己管理能力）を養うため、食習慣の形成時期である小さい頃からの食育を推進します。

また、学校給食の献立が生活習慣病予防や「食」に関する生きた教材となるよう、情報提供と啓発に努めます。

### （3）家庭や地域でできること（行動目標）

#### 【家庭でできること】

- 笑顔であいさつすることから一日を始めましょう。
- 生活習慣の乱れによる健康への弊害を学びましょう。
- 乳幼児期に規則正しい生活リズムを確立させ、親の生活リズムに子どもを巻き込まないようにしましょう。
- 子どもに朝食を食べる習慣を付けましょう。
- 子どもの十分な睡眠と栄養を確保しましょう。
- 子どもに外遊びをさせ、適度な運動習慣を身に付けさせましょう。
- 子どもにも家族の一員として家庭の中での役割をもたせましょう。
- 子どもが自分でできることは自分でさせましょう。
- テレビやビデオ、ゲームの時間をできるだけ減らしましょう。

#### 【地域でできること】

- 近所の子どもたちと「おはよう」「お帰り」など日常のあいさつを交わしましょう。
- 食に関するイベントなどを企画し、積極的に参加しましょう。
- 親同士、近所同士が誘い合って、地域の子どもたちと外遊びや運動をする機会をもちましょう。

(4) 評価指標と目標値

評 価 指 標	現状値	目標値
		平成21年度
朝食を毎日食べる子どもの割合 (就学前児童) (小学校児童)	83.4%	95 %
	89.5%	95 %
夜9時までに寝る就学前児童の割合	16.9%	50 %
週4日以上外遊びをする子どもの割合 (就学前児童) (小学校児童)	40.1%	増やす
	45.6%	増やす

## 2. 子どもの病気や事故を予防し、心身の異常にきちんと対応するために

### (1) 現状と課題

子どもは病気や事故に対して無防備で、親や周囲の人間は常に子どもの状態や環境を考慮して、その予防対策を行う必要があります。

子どもの病気の予防については、乳幼児健康診査による疾病因子の早期発見のほか、予防接種が有効であり、接種に対する保護者等の理解を深め、予防接種率を高く維持することが課題となっています。

また、喫煙は、早産や低出生体重児の出産につながったり、乳幼児突然死症候群、気管支炎、気管支喘息等に影響したりするほか、たばこの誤飲、誤食等による乳幼児の事故も起こっています。これらを防ぐため、たばこと喫煙についての知識の普及を行い、家族の禁煙と周囲の人への分煙等を働きかける必要があります。

さらに、子どもを交通事故等から守るため、家庭や地域での子どもの事故防止対策を進めるとともに、子どもを狙った卑劣な犯罪から子どもを守るための防犯対策を充実させる必要があります。

一方、子どもの健やかな育ちを確保するためには、子どもの成長発達過程における心身の異常にきちんと対応していくことが重要で、このことは安心して子育てを行うことにもつながります。

子どもの心身の異常にきちんと対応するためには、各種健康診査や発達相談等でそれを早期に発見し、できるだけ早期に治療、療育を受けることが重要です。行政サイドでもそれに対応できる体制をさらに充実させるとともに、特に、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症など、多様化する発達障害にも適切に対応できる相談体制の整備を図る必要があります。

また、病気や事故と隣り合わせの子どものために、そして子どもの発育等で不安を抱える親自身のためにも、身近な場所でもかかりつけ医をもつとともに、保護者自身も正しい救急法を身に付けることが必要です。

さらに、安心して子育てを行うためには、病気や事故など子どもの緊急時にすぐに対応できる医療機関が必要であり、休日、夜間の救急医療体制を整備する必要があります。

なお、県では、平成16年11月から、小児の救急に際して保護者等が安心感をもって対応できるよう、小児救急患者の保護者等の不安や悩み、症状への対応方法等について看護師が電話で相談にのり、医療機関への受診についても適切なアドバイスを行う「小児救急医療電話相談事業」を始めており、今後、この事業の周知と活用の促進を図る必要があります。

※「小児救急医療電話相談事業」とは、

県内の小児患者の保護者を対象に、子どもが休日や夜間、急に具合が悪くなった際の不安や悩み、症状への対応方法などを、電話で看護師が相談に応じ、必要に応じて医師が対応するもの。相談電話番号は#8000（プッシュホン用）または078-731-8899。

## (2) 行政の今後の取組

### 1. 幼児健康診査の充実

各種幼児健康診査の充実を図るとともに、未受診児の把握に努め、健康診査の結果、支援が必要な場合は適切な指導援助を行います。

### 2. 予防接種の推進

すべての子どもが正しい知識のもと計画的な予防接種によって疾病を免れるよう、「広報いなみ」や健康相談等により、予防接種の意義や重要性を十分PRし、その周知を図ります。

### 3. 歯の健康づくりの充実

各種歯科健康診査時における生活指導を通じ、歯みがきの励行や食生活等、日常の育児の中での歯の健康づくりを支援します。

### 4. 乳幼児期の事故防止に関する啓発

「のびのび赤ちゃん教室」等でたばこと喫煙についての知識の普及を行い、家族の禁煙と周囲の人への分煙等を働きかけるとともに、乳幼児健康診査等で事故防止に関する啓発を行います。

### 5. 交通安全教育の充実

交通ルールを守り、よりよいマナーが実践できる子どもを育成するため、関係機関の協力を得ながら、交通安全教育の充実に努めます。

### 6. 防犯対策の推進

子どもをねらった犯罪を未然に防ぐため、子ども110番の設置拡充など、通園・通学路や公園・広場等の地域環境の中で犯罪の発生しない環境整備を推進します。

また、不審者に対する対応指導や地域における防犯意識の高揚に資するため啓発活動を推進します。

### 7．疾病や障害の早期発見・早期治療・早期療育の推進

医療機関との連携を図り、先天性代謝異常検査、各種乳幼児健康診査、発達相談等により、疾病や障害の早期発見・早期治療・早期療育に努めます。

### 8．多様化する発達障害に対応できる相談体制の整備

LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症など、多様化する発達障害に対応できる相談体制の整備を図ります。

### 9．小児救急医療体制の充実

医師会等の協力により、いつでも小児科専門医の診察が受けられるよう、休日、夜間救急医療体制の充実を図ります。

また、県の「小児救急医療電話相談事業」の広報に努め、その周知と活用の促進を図ります。

### 10．応急処置法の指導・啓発

町民が正しい応急処置法を身に付けられるよう、消防署員による出前講座を実施するなど、応急処置法の指導・啓発に努めます。

## （3）家庭や地域でできること（行動目標）

### 【家庭でできること】

- 予防接種や健康診査を機会あるごとに受けましょう。
- 生活に適度な運動を取り入れましょう。
- 小さい頃から交通ルールを身に付けさせましょう。
- 栄養のバランスを考えたおいしい料理を心がけましょう。
- 虫歯をつくらぬよう子どもの歯磨き管理をしましょう。
- 子どもの近くでたばこを吸わないようにしましょう。
- 子どものかかりつけ医をもちましょう。
- 子どもの健康に不安があれば、早期に受診するようにしましょう。
- 子どもの発育で気になることがあれば、早めに相談しましょう。
- 健康診査の結果、治療が必要な場合はきちんと治療してもらいましょう。
- 正しい応急処置法を身に付けましょう。

【地域でできること】

- 子どもの事故防止に注意を払い、子どもたちへの声かけをしましょう。
- 危険な場所などを定期的に点検し、危険箇所には標識表示をしましょう。
- 地域ぐるみで交通ルールを守りましょう。
- 子どもたちが安全に遊べる場所を増やしましょう。
- 定期的に防犯パトロールをしましょう。
- 子ども110番に協力しましょう。
- 学校・園への集団登下校を行いましょう。
- 子どもの利用する施設は禁煙にしましょう。
- 親同士が子どもの病気やその対応方法などについて学習できる場をつくりましょう。

(4) 評価指標と目標値

評価指標	現状値	目標値
		平成21年度
乳幼児健康診査の受診率 (4か月児) (10か月児) (1歳6か月児) (3歳児)	96.6% 94.2% 83.6% 94.5%	98 % 98 % 98 % 98 %
3歳児歯科健康診査虫歯罹患率	30.9%	20 %
1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査受診者のうち、事故のため医療機関にかかったことがある子どもの割合	-	調査
かかりつけ医をもつ就学前児童のいる家庭の割合	87.6%	95 %
虫歯有病率 (小学5年生) (中学3年生)	59.7% 79.0%	50 % 70 %

現状把握のできていない指標については、できるだけ早い段階で調査をして現状値を把握するものとします。(以下同じ)

### 3. 子どもが学校で楽しく学ぶために

#### (1) 現状と課題

子どもがいきいきと育つためには、子どもの生活の大きな部分を占める学校生活が充実したものでなくてはなりません。子どもの学力低下が叫ばれる今日、確かな学力を身に付けるための教育内容の充実はもちろんのこと、集団生活に伴う様々な制約の中で、子ども自らが考え、判断し、行動できる自主性を重視した、楽しく学べる学校づくりを保護者や地域社会とともに考える必要があります。

#### (2) 行政の今後の取組

##### 1. 教育内容の充実

児童の学力の実態を把握し、その結果を学習指導の工夫・改善に生かしたり、小学校高学年への教科担任制導入による教員の専門性を生かした学習指導、少人数指導・習熟度別指導等による一人ひとりの児童生徒に応じたきめ細かな指導を行ったりすることにより、児童生徒の確かな学力の向上を図ります。

また、教職員に対しては、初任者研修・経験年数別研修のほか、人権教育や情報教育・障害児教育、教育相談等の今日的課題についての研修を充実し、資質の向上を図ります。

##### 2. 学校評議員制度の実施による信頼される学校づくりの推進

小・中学校全校に学校評議員を設置し、保護者や地域の方々から学校運営に関する意見を聞き、教育に反映させるとともに、学校の自己評価を行い、学校通信等により保護者や地域の方々への説明に努めます。

##### 3. 社会体験的な学習機会の拡充

国際理解、情報、環境、福祉・健康等の今日的課題について、体験的な学習機会を拡充するなど、総合的な学習の時間の充実により、「生きる力」の育成を図ります。

また、学校・家庭・地域、産業界及び行政機関の連携・協力の下、中学生を対象に職場体験活動を行い、生徒の「生きる力」をはぐくむとともに、家庭・地域の教育力向上を図ります。

#### 4．校則等の見直しへの児童会・生徒会・保護者の参画機会の設定

校則等の見直し過程において、児童会・生徒会が主体的に取り組める機会を設定するよう、各学校に指導するとともに、校内校則検討委員会の設置等により、保護者や児童生徒の意見を取り入れていきます。

#### 5．学校図書館の充実と活用の促進

学校では、読み聞かせや本の紹介などにより、児童生徒の興味・関心を喚起し、「朝の読書」や読書目標を提示する取組などを通して、読書習慣の形成を目指すとともに、学校図書館等の積極的な活用を促し、読書活動の質・量の充実を図ります。

また、ゆとりのある快適な読書スペースの確保など学校図書館等の環境整備とともに、各学級における読書環境の整備に努めます。

#### 6．児童会や生徒会活動等の充実

児童生徒が相互に協力し、よりよい学校生活を築く自主的・実践的な態度を育成するため、全小・中学校において児童会・生徒会や各種委員会活動に適切な時間数を充て、児童会・生徒会活動等の充実を図ります。

### (3) 家庭や地域でできること(行動目標)

#### 【家庭でできること】

- PTA活動に積極的に参加・協力しましょう。
- 学校行事にはできるだけ参加しましょう。
- 学校との交流の機会を積極的にもちましょう。
- 積極的に学校に対するボランティア活動をしましょう。

#### 【地域でできること】

- 地域ぐるみで学校を支援しましょう。
- 地域ぐるみで学校の教育活動に参加しましょう。

(4) 評価指標と目標値

評価指標	現状値	目標値
		平成21年度
保護者の学校行事への参加率 (小学生の保護者) (中学生の保護者)	- -	増やす 増やす
学校に行くのが楽しそうな小学校児童の割合	94.3%	100 %
家で、学校での出来事をよく話す小学校児童の割合	68.3%	80 %
学校の授業が理解できていると感じている児童生徒の割合 (小学生) (中学生)	- -	増やす 増やす

## 4．子どもたちが様々な活動や体験をするために

### (1) 現状と課題

ボランティア活動などの社会奉仕体験活動や自然体験をはじめ、様々な体験活動を行うことは、子どもたちに豊かな人間性や社会性をはぐくむ上で極めて重要です。平成10年度に国が行った「子どもの体験活動等に関するアンケート調査」結果をみても、「生活体験」、「お手伝い」、「自然体験」などの体験活動が豊富な子どもほど正しい道德観や正義感が身に付いているという傾向が明らかになっています。

しかし、近年、都市化の急速な進展や核家族化・少子化、家庭や地域の教育力の低下を背景にして、子どもの生活体験・自然体験の不足が懸念されており、子どもたちの豊かな心をはぐくむためには、子どもたちに家庭や地域社会で様々な体験活動の機会を意図的・計画的に提供する必要があります。

また、近年、テレビゲームやインターネットなどの様々な情報メディアの発達と普及等の影響により子どもの生活環境が変化し、子どもの「活字離れ」「読書離れ」が起きています。しかし、子どもは、読書活動を通じた感動や感銘の体験によっても豊かな感性や情操をはぐくむことができます。図書館、家庭、地域、学校等、それぞれの場で子どもの読書活動を推進する必要があります。

### (2) 行政の今後の取組

#### 1．子どもの遊び場、親子による交流・自然体験ができる場の提供

公園や芝生広場など、子どもの遊び場の整備を図るとともに、幼稚園、保育所、児童館等における各種行事などを通じ、親子による交流・自然体験の場を提供し、親子の相互理解やふれあいを促進します。

#### 2．ボランティア活動や職場体験の機会充実

町社会福祉協議会主催の夏休みボランティアスクールにおけるボランティア体験や、中学2年生対象の「トライやるウィーク」による職場体験などの機会充実を図り、児童生徒の「生きる力」をはぐくむとともに、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

#### 3．子ども会活動の支援

子ども会の活性化を図るため、従来の保護者の役割を地域の高齢者等へ委ねることや、幅広い体験活動への取組など、組織力向上に向けた提案を行っていくほか、集団指導者養成講習会等を実施し、その側面支援に努めます。

#### 4．地域への愛着を高める活動の促進

「稲美町ふれあい交流館」や「いなみ野水辺の里公園」等で行っている、地域の自然環境や伝統文化にふれることのできる行事や事業の充実に努めます。

#### 5．環境学習等の推進

「稲美町環境基本計画」に基づき、ため池・樹林・農地など、地域の自然環境を活かした環境学習の場を整備するとともに、地域の環境特性を活かした教材や活動内容を示した環境学習プログラムを作成し、環境学習の推進を図ります。

また、自然体験等を通して環境保全への理解を深めるため、「子どもエコクラブ」の活動を推進します。

#### 6．子どもと保護者に向けたイベントや地域活動の情報提供

イベントや地域活動への子どもの参加を促進するため、子育て学習センターの情報紙「もも」や町の広報紙、ホームページ等、様々な媒体による情報提供に努めます。

#### 7．読書活動の推進

大人が読書の大切さ・楽しさを知り、子どもに伝えることによって読書習慣をはぐくむよう、「図書館だより」等による保護者への啓発や学習機会の提供に努めます。

また、4か月児健康診査受診時に絵本の読み聞かせを行い、絵本の貸出しサービスを行う「はじめての絵本運動」や、コスモス児童館での「絵本おはなし会」などにより、幼児の頃から本に親しむ機会を提供します。

さらに、幼稚園、学校、児童館等における子どもの読書活動を支援するために各施設と連携・協力し、読書環境の整備に努めるとともに、町内の子ども文庫や民間団体、ボランティアとも協力し、子どもの読書活動の一層の充実に努めます。

(3) 家庭や地域でできること(行動目標)

【家庭でできること】

- イベントやボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- 地域に目を向けて愛着をもちましょう。
- 集団遊びの機会を増やし、遊びを通じて人間関係を学ばせましょう。
- 身近で安全に遊べる公園や広場をみんなで大切に使いましょう。
- 幼児期から男女を問わず、家事や育児の手伝いをさせましょう。
- 小さい頃から、働くことの大切さ、お金の大切さなどをいろいろな機会を通じて体験させましょう。
- 子どもに社会体験をさせることの大切さを親が理解し、親自身から社会体験を勧めましょう。
- テレビやビデオの時間を減らし、読書の時間を増やしましょう。

【地域でできること】

- 地域の伝統文化や地域行事などを子どもたちに伝えていきましょう。
- 地域で子どもの体験学習の場を提供しましょう。
- 地域活動の中に子どもが主体的に参画できる機会を取り入れましょう。
- 地域のみんでイベントを開催し、ボランティアを育てましょう。
- 専門的な知識をもった人材を発掘しましょう。
- 自然体験学習の場の管理運営に協力しましょう。
- 事業者は職場見学や職場体験を積極的に受け入れましょう。
- マップづくりなどを通して、地域のよいところ・不思議なところを再発見しましょう。

(4) 評価指標と目標値

評価指標	現状値	目標値
		平成21年度
地域活動やグループ活動に参加したことがある小学校児童の割合	67.5%	85 %
ふだん手伝いをする小学校児童の割合	84.2%	90 %

## 5 . 子どもの人権を守るために

### ( 1 ) 現状と課題

平成6年に批准された「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」によって、子どもの最善の利益を守り、健やかな発達と子ども独自の権利を擁護することが合意されました。子どもの成長について、家族は必要な保護の責務を負っており、地域社会はこれを支援していかなければなりません。

しかし、今日の少子高齢化や核家族化の進行、情報化の進展による価値観の多様化といった状況は、子どもを取り巻く環境にも大きな影響を与え、様々な課題を生み出しています。中でも、子どもの人権にかかわる乳幼児期からの虐待や、学校におけるいじめや不登校などの問題が増加している実態がみられます。「児童の権利に関する条約」を現実のものとしていくには、家庭での子育て及びそれを支える地域社会、さらには保育所での保育、幼稚園・学校における教育、これらの3つが連携しながら、子どもの人権を守り、夢や希望をもって過ごせる環境をつくっていくことが重要であると同時に、大きな課題ともなっています。

特に、子どもの最も重要な人権である生命・身体的自由をおびやかす虐待については、早期発見・早期対応・未然防止のためのさらなる取組が必要であり、家庭内や地域で孤立した子育てにならないように相談機関の充実と、総合的に子育て支援ができるシステムの構築を進めることが重要です。

さらに、大人が子どもを守っていくことも必要ですが、学校や家庭、地域が一体となって、子どもの権利を守る毅然とした姿勢を教え、自分で自分の身を守り、いやなことに「ノー」と言える力を培うことも大切です。

### ( 2 ) 行政の今後の取組

#### 1 . 「児童の権利に関する条約」の普及促進

子どもの健全な成長を保障するためには、子どもを権利の主体者としてとらえることが重要であり、「児童の権利に関する条約」の理念・内容の普及に努め、町民意識の高揚を図ります。

#### 2 . いじめの解消

児童生徒一人ひとりを大切にすする心の教育を実践するとともに、いじめは絶対許さない、いじめのサインを見逃さない、日頃から望ましい人間関係をつくっておく等の共通理解を教職員全員がもち、保護者や関係機関と密に連携し、いじめの解消を図ります。

### 3．子どもの相談に対するカウンセリング機能の充実

「稲美町心の健康支援センター」を中心に、いじめ・不登校に積極的に関わる生徒指導相談員やスクールカウンセラーの配置を進め、カウンセリング機能のさらなる充実により、生徒の心の安定を図り、問題行動の未然防止と解決を目指します。

### 4．児童虐待防止等に向けた体制の充実

地域の大人たちによる子どもたちへの声かけや見守りを行う「ひょうごハート・ブリッジ運動」の担い手となる「ひょうごハート・ブリッジ・メンバーズ」への登録を広く町民に呼びかけるとともに、地域の女性団体、自治会、PTA等が中心となって、その運動を支援し、そのなかで虐待や問題行動等のSOSのサインを見逃さずにキャッチし、関係機関等に連絡を行う「地域子育てネットワーク事業」の充実を図ります。

また、児童虐待に対して、医療・保健・福祉・教育・警察・民間団体等、関係機関と連携し、児童虐待防止等連絡会や事例検討会を開催するなど、「児童虐待防止ネットワーク」の構築による組織的かつ専門的対応の徹底を図ります。

さらに、育児相談体制の充実や子育てサークル活動の支援等により、育児不安の軽減を図るとともに、幼児健康診査時等には親子間の様子にも注意を払いながら、児童虐待等の予防及び早期発見に努めます。

### 5．不登校児童生徒への対応の充実

適応指導教室における継続的な適応指導や、様々な体験活動を通じた指導等により、不登校児童の学校復帰のための支援や教育相談の充実を図ります。

また、家庭に引きこもっている不登校生徒に対しては、不登校生徒支援員の家庭訪問による教育相談や生活指導、学習指導の充実を図り、適応指導教室への通室や学校復帰を支援します。

## (3) 家庭や地域でできること(行動目標)

### 【家庭でできること】

- 一人ひとりが身近な子どもに心を開いて話を聞いてあげましょう。
- 家族間で人権意識を高める会話をこころがけ、自分の命、他人の命を大切に  
する心を育てましょう。
- 子どもとの関わり方に困ったら、専門家に相談しましょう。
- 子どもの表情やけがなどで気になることがあれば、関係機関に相談しまし  
ょう。

【地域でできること】

- 困っている子どもを見かけたら、積極的に声をかけましょう。
- 地域ぐるみで子どもを見守り、積極的に声かけをしましょう。
- 虐待に気づいたら、町役場やこどもセンター（児童相談所）、健康福祉事務所など関係機関に通報しましょう。
- 日頃から孤立した家族がないように、ご近所同士、お互いに声をかけ合いましょう。

(4) 評価指標と目標値

評 価 指 標	現状値	目標値
		平成21年度
「児童の権利に関する条約」を知っている町民の割合	-	増やす
不登校児童生徒の出現率 (小学生)	0.2%	0%
(中学生)	1.8%	0%
子どもを虐待しているのではないかと思ったことがある保護者の割合 (就学前児童の保護者)	19.3%	減らす
(小学校児童の保護者)	17.6%	減らす
家族で人権について話し合っている子育て家庭の割合	-	増やす

## 6 . 障害児に対する支援充実のために

### ( 1 ) 現状と課題

心身の障害により、日常生活や社会活動で多くの制約を受けている児童については、ノーマライゼーションの理念の下、家庭や地域で安心して暮らせる地域社会づくりを行うことが重要です。そのためには、公的サービスの充実もさることながら、町民一人ひとりが、障害児に対する理解を深め、地域の障害児や障害児のいる家庭を温かく見守っていくことが必要です。

また、障害児の療育・教育においては、その子どもが将来、社会人として自立し、かつ社会の中で生き生きと希望に満ちた生活を送れるよう、もっている能力を最大限に伸ばし、将来社会的に自立するための基礎、基本を身に付けることが目標となります。

そのためには、できるだけ早期に障害を発見し、必要な治療と指導訓練を行うこと、また一人ひとりの障害の種別・程度、能力・適性等を考慮し、基本的には障害のない子どもと共に学びあえる教育を行うことがなによりも重要です。障害があるために、他の様々な能力を発達させる機会が妨げられるようなことがないような療育・教育指導体制が確立されなければなりません。

また、障害児一人ひとりの能力、適性等に対応し、その能力を最大限に伸ばすための適切な教育的対応、指導を行うためには、教職員の資質、指導技術の向上や、個々の障害児の能力・適性に合わせたきめ細かな教育指導が何よりも重要です。特に、今後、特殊教育から特別支援教育に移行することに伴い、新たにLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症など、対象となる児童生徒の量的拡大や対象となる障害種別の多様化による質的な複雑化に対応できる体制を整えていく必要があります。

ノーマライゼーション：【Normalization】常態化、正常化、標準化。

障害のある人や高齢者等社会的にハンディキャップを負う人々を当然に包含するのが通常社会であり、そのままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方。

### ( 2 ) 行政の今後の取組

#### 1 . 障害児理解のための啓発

障害児や障害児のいる家庭を温かく見守り、支援するための地域づくりを実現するため、多様化する障害と障害児に対する理解を深めるための啓発を行います。

## 2．療育体制の整備・充実

障害の早期発見から早期療育への迅速な対応を図り、障害児ができるだけ早い段階で適切な支援を受けられるよう、医療、教育、行政等の障害児に関わる各機関との情報の共有化や連携を図りながら療育体制を整備します。

## 3．障害児保育等の充実

障害のある子どもが生まれ育った地域の保育所、幼稚園で保育が受けられるよう、可能な限り保護者の望む保育所、幼稚園での受け入れを行うよう努めるとともに、子どもの心身の状況の正確な把握に努め、子どもの発達が促進されるよう保育内容の充実を図ります。

## 4．教育相談・就学指導体制の充実

多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障害児個々の実態に即した就学を進めるため、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導に努めます。

## 5．療育・教育相談・就学指導に関する広報の充実

障害児を抱える保護者の精神的な不安を緩和し、できる限り早い時期に相談を受けられるよう、障害児に関わる療育・教育相談や就学指導等について分かりやすく説明したパンフレット等を作成、配布し周知に努めます。

## 6．障害児教育の充実

障害児一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者等との連携を深め、適切な教育的支援が実現するよう個別の教育支援計画及び指導計画をたて、その計画の実施、評価のできる体制の整備を検討します。

また、教職員の資質向上のため、障害児学級担当者の研修等を一層充実させ、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症など、障害種別の多様化や質的な複雑化に対応できる体制を充実させるとともに、全教職員に対して障害児教育に関する学習会・研修会等への参加を促します。

### 7. 交流学习等の推進

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流学习や共同学習を積極的に推進し、その相互理解を促進します。

### 8. 在宅心身障害児に対する支援の充実

心身障害児に対するホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等、在宅福祉サービスの充実を図ります。

### 9. 障害児とその家族に対する生活支援

心身障害児やその監護者、養育者に対し、各種手当の支給、医療費の助成を行うとともに、補装具の交付・修理、日常生活用具の給付を通じて生活支援を行います。

### 10. 学童保育所における障害児の受入検討

地域の学童保育所においても障害児の受け入れができるようにするための体制整備を検討していきます。

## (3) 家庭や地域でできること(行動目標)

### 【家庭でできること】

- 障害児に関わる療育・相談事業等に積極的に参加しましょう。
- 障害者用駐車スペースは正しく利用しましょう。
- 点字ブロック上には自転車などを置かないようにしましょう。

### 【地域でできること】

- 障害を理解し、温かい見守りと支援をしましょう。
- 各種イベントに障害者を理解するための企画を取り入れましょう。
- 障害児の保護者同士が語り合える場をつくっていきましょう。
- 障害児支援のボランティアグループを作り、中学生や高校生にも参加を呼びかけましょう。
- 点字ブロック上に障害物があれば片づけましょう。

(4) 評価指標と目標値

評価指標	現状値	目標値
		平成21年度
障害児の受け入れを行う保育所の数	4か所	4か所

現在、町内の認可保育所4か所すべてで障害児の受け入れを行っています。

## 第4章 安心とゆとりをもって子育てを楽しめるまちづくり

安心とゆとりをもって子育てを楽しむために必要なこととして、次の5点を掲げました。

1. 健康で安全な妊娠と出産ができる
2. 育児について気軽に相談でき、広く情報が得られる
3. 安心して子どもを預けられる場所がある
4. 家族で協力して子育てができる
5. 子育てに伴う経済的負担が軽減されている

### 1. 健康で安全な妊娠と出産のために

#### (1) 現状と課題

妊娠・出産・産褥期さんじょくきの女性は、短期間で大きな心身の変化に加えて、生まれてくる子どもに、父親とともに愛情を注ぎ育てるという長期にわたる責任を負うことになりま。この時期の支援は良好な母子の愛着形成を促進していくものであり、また、子どもの健やかな発達のためにも重要です。

妊娠中の母体及び胎児の健康を確保し、安全な出産を確保するためには、正しい知識や情報に基づいた妊娠初期からの健康管理と、家族、職場、地域の理解と協力によるサポート体制が必要です。

なお、近年、子どもが欲しいと望んでいるにもかかわらず子どもに恵まれず、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担が問題となっており、県ではこのような夫婦に対し、不妊治療にかかる費用を助成しています。少子化が進む中、このような子どもが欲しいと望んでいる夫婦に対する助成は、少子化対策としても重要です。

#### (2) 行政の今後の取組

##### 1. 妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発

妊娠期から夫婦とともに協力しあいながら妊娠中を順調に過ごし、安心して出産に臨めるよう、二市二町共催の「育児セミナー」等を通して妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発を行います。

## 2．母子健康手帳の早期交付

妊娠満11週までに母子健康手帳の交付と面接指導を行えるよう、早期の妊娠届提出を呼びかけます。

## 3．妊産婦訪問指導の充実

既往妊娠時に異常のあった妊産婦等、個別の支援を要するハイリスク妊産婦や出産に不安を抱いている妊婦に対する訪問指導を充実し、安全・安心な妊娠・出産の確保を図ります。

## 4．喫煙についての知識の普及と禁煙・分煙の推進

妊産婦相談等で喫煙についての知識の普及を図るとともに、妊娠・授乳期にかけての家族の禁煙と周囲の人への分煙等を啓発、推進します。

## 5．特定不妊治療に対する助成制度の広報

体外受精及び顕微授精の特定不妊治療にかかる県の費用助成制度の広報に努めます。

### (3) 家庭や地域でできること(行動目標)

#### 【家庭でできること】

- 満11週までに妊娠届けを出し、母子健康手帳をもらいましょう。
- 妊娠を機に健康について考え、妊娠中の喫煙・飲酒はやめましょう。
- 妊娠中の服薬は、医師や薬剤師の指導に従いましょう。
- 妊産婦は経験者に相談にのってもらいましょう。
- 妊産婦・乳児健康診査を必ず受けましょう。
- 不安やストレスをためないように解消法を見つけましょう。

【地域でできること】

- 妊産婦が活動しやすい環境をつくりましょう。
- 不特定多数の人が利用する施設には授乳室を設けましょう。
- 妊婦のそばでは喫煙を控えましょう。
- 妊産婦に席を譲りましょう。
- 多数の人が利用する施設の管理者は分煙対策を講じましょう。
- 飲食店は栄養成分表示をしましょう。
- 妊産婦にやさしい職場環境・勤務体制をつくりましょう。

(4) 評価指標と目標値

評 価 指 標	現状値	目標値
		平成21年度
妊娠11週以下での妊娠の届け出率	53.6%	65 %
妊娠中に喫煙する人の割合	8.5%	0 %
妊娠中に家族が喫煙している人の割合	-	調 査
妊娠中に飲酒する人の割合	9.1%	0 %

## 2．育児について気軽に相談し、広く情報を取得するために

### (1) 現状と課題

核家族化の進行と地域社会の連帯感の希薄化により、育児のための知識や技術が親から子へ、または地域住民同士の間で伝えられにくくなってきています。このため若い親は、相談相手もないまま子育てに取り組まなければならない、育児不安やストレスに悩む例が増えています。

そこで、このような親がいつでも気軽に集い、相談でき、適切なアドバイスや正しい情報が得られる体制を整備すると同時に、親同士で気軽につきあえる子育ての仲間づくりが重要となっています。

また、安心とゆとりをもって子育てを楽しむためには、前もって子育てについて学ぶとともに、子育て支援サービス等の情報を取得し、必要に応じて子育てサービスを上手に活用することが重要です。そのためには、行政サイドからのタイムリーな情報提供はもちろんのこと、親自らも子育てに関する情報収集や近所との情報交換に努める必要があります。

さらに、その取得した情報をもとに、さらに自ら子育てについて学ぶことができれば、育児不安を払拭し、心理的ゆとりをもった子育てを実践することも可能となります。そのためには、各種子育て講座・講演等を開催することによって親自ら子育てについて学べる機会を確保するとともに、子育てに関する情報取得や学習活動を人的に支援する子育てボランティアの存在が必要です。

### (2) 行政の今後の取組

#### 1．子育てに関する相談や学習の場の充実

母子保健事業としての各種相談・学習事業や、子育て学習センターにおける子育て相談、子育て学級、親学習セミナー等の充実を図り、子育ての相談・指導や子育て情報提供の充実に努めます。

また、子育て中の親が子育ての不安や悩み、孤立化を解消し、情報交換や仲間づくりを行う「子育て広場」の拡充を図ります。

#### 2．親子で集える場の整備

コスモス児童館での「幼児の集い」・「絵本おはなし会」や各幼稚園での「ひよこ学級」など、親子で集い楽しめる機会や場を増やすとともに、公共施設内のスペースなどを利用した「つどいの広場」を新たに設けます。

### 3．ホームページやガイドブック等の充実

子育てに関する地域の情報を広くタイムリーに提供するため、町の公式ホームページ上の子育て情報の充実を図るとともに、各種子育て支援サービスを利用するための子育てガイドブックや子育て学習センター発行の「もも」など、各種情報誌の充実を図ります。

### 4．民生委員・児童委員、主任児童委員の活動に関する情報の普及

町や子育て支援サービスの情報提供や相談を身近な地域で受けることができるよう、地域の窓口となる民生委員・児童委員、主任児童委員の活動に関する情報の普及に努めます。

### 5．子育て中の親子に対する公共施設等の開放促進

子育て学習センターの子育てルームや児童館の開放をはじめ、幼稚園、学校等の公共施設をできるだけ子育て中の親子に開放するよう努めるとともに、地域の集会所等についても、自治会等への理解を求めながら、子どもと親の利用を促進します。

### 6．子育ての仲間づくりの促進

乳幼児健康診査などの機会を利用して、「コロボックルの会」をはじめとする育児グループの存在と入会のPRを強化し、魅力あるグループ・サークルづくりを支援することによって、子育ての仲間づくりを促進します。

また、町の各種相談事業等が、子育ての仲間づくりにつながるよう、その実施方法の改善を図ります。

### 7．子育てボランティアの養成支援

地域で子育て家庭を支援する子育てボランティアの養成を支援します。

### 8．家庭と地域の教育力向上のための学習活動推進

子どもをもつ保護者をはじめ、地域の人たちを対象に、家庭教育学級など、家庭と地域の教育力向上のための学習活動を推進します。

(3) 家庭や地域でできること(行動目標)

【家庭でできること】

- 近所とのコミュニケーションを大事にしましょう。
- 自ら子育てに関する情報収集に努めましょう。
- 近所との情報交換に努め、子育てについて学びましょう。
- 子育て講座・講演に参加しましょう。
- 子育て経験者は子育てボランティアに参加しましょう。

【地域でできること】

- 近所の子どもたちと「おはよう」「お帰り」など日常のあいさつを交わしましょう。(再掲)
- 集会所などの地域の施設を開放しましょう。
- 公園や空き地を親子の交流の場にしましょう。
- 世代を超えた地域の行事を計画しましょう。
- 地域での子育て情報紙を作成しましょう。
- 地域で子育てに関する情報を提供しましょう。

(4) 評価指標と目標値

評価指標	現状値	目標値
		平成21年度
子育てサークル等に参加している就学前児童の保護者の割合	20.0%	40 %
近くに親同士が集える場がある就学前児童の保護者の割合	22.1%	増やす
つどいの広場の数	0 か所	2 か所
子育て学習センターを知っている就学前児童の保護者の割合	43.7%	80 %

### 3. 安心して子どもを預けられる場所を確保するために

#### (1) 現状と課題

子育てについては、核家族化の進行と男女の固定的な役割分担意識の下で、特に母親への肉体的、精神的な負担が大きくなっており、四六時中子どもに手がかり自分の自由な時間がもてないなどの悩みが広がっています。また、冠婚葬祭などの用事でどうしても子どもを預けなければならないことも少なくありません。

このような子育ての悩みを解消し、ゆとりをもって子育てを行うためには、安心して子どもを預けられる場所が身近にあることが重要です。安易な子育ての放棄は許されませんが、子どもを預けて一時的に子育てから解放されることで育児ストレスを軽減することも可能です。祖父母をはじめとする親族に頼ることが困難な家庭については地域社会の中で、そういう場所を確保していくことが重要です。

また、子どもの預け先がないために、いろいろなイベントや行事、講座への参加をあきらめるといった事態が発生しないよう、託児コーナーの設置など、主催者側にも子育て中の保護者への配慮が求められます。

#### (2) 行政の今後の取組

##### 1. 一時保育の充実

子育て家庭の多様な保育ニーズに対応するため、一時保育の充実を図ります。

##### 2. 子育て家庭ショートステイの実施

保護者が病気や事故等で一時的に児童の養育ができなくなった場合に備え、ショートステイの受け入れを行います。

##### 3. ファミリーサポート事業の充実

ファミリーサポート事業のPRを強化し、会員の増員を図ります。

##### 4. 行政主催のイベント等への託児コーナー設置

子育て中の保護者に配慮し、行政が主催するイベントや講座等には、できる限り託児コーナーを設置するよう努めます。また、町社会福祉協議会と連携して、そのために必要となる託児ボランティアの養成を図ります。

(3) 家庭や地域でできること(行動目標)

【家庭でできること】

- 近所の人たちと日常のあいさつを交わしましょう。
- 日頃から子どもを預けられる人間関係をつくりましょう。
- 地域の子ども会や育児グループなどに参加しましょう。

【地域でできること】

- お店などで子どもの遊べるコーナーをつくりましょう。
- イベントなどの主催者は託児コーナーを設けましょう。
- 近所同士で子どもを預かり合いましょう。
- 育児ボランティアグループを組織しましょう。

(4) 評価指標と目標値

評価指標	現状値	目標値
		平成21年度
安心して子どもを預けられる場所が身近にあると思う保護者の割合	-	増やす
一時保育の実施施設数	4か所	4か所
子育て短期支援事業(ショートステイ)の実施施設数	3か所	3か所
ファミリーサポート事業の会員登録者数(依頼会員)	31人	増やす
(提供会員)	12人	20人以上

## 4．家族で協力して子育てをするために

### (1) 現状と課題

ゆとりをもって子育てを楽しむためには、母親一人にその負担が集中しないよう、家族で協力して子育てを分担することが不可欠です。核家族化が進む中、以前に比べると家事や育児に協力的な父親も増えていますが、まだまだ十分とは言えません。「育児は母親の仕事」という意識を変革し、父親をはじめ家族全員の家事・育児への積極的な参加が求められています。

また、働く女性が増える中で、職場においても、妊娠・出産・授乳といった母親となる女性の特性に対する理解を深める必要があります。男性についても子育てに参画していくために、職場の理解と協力が欠かせません。

### (2) 行政の今後の取組

#### 1．男性の育児への積極的参加の促進

妊娠期からの父親の育児参加のための啓発資料を配布するとともに、男性を含めた育児セミナーなどにより、男性の育児への積極的参加を促進します。

#### 2．男女共同参画意識の啓発

家庭、地域、職場での男女の固定的な役割分担意識の是正のための啓発、広報活動を推進するとともに、学校や生涯学習の場で男女共同参画に関する教育を推進します。

### (3) 家庭や地域、企業でできること（行動目標）

#### 【家庭でできること】

- 家族間で協力し、家事の分担をしましょう。
- 家族の中でお互いに思いやりの気持ちをもちましょう。
- 男女ともに育児休業制度などを活用しましょう。
- お父さん、お母さんは職場から早く帰って、子どもとふれあう時間をもちましょう。
- お父さんもお母さんも親としての役割を意識して、一緒に育児をしましょう。
- 家族と一緒に食事や会話を大事にしましょう。

【地域でできること】

- おやじの会の結成等、父親同士の交流を図りましょう。

【企業でできること】

- 子育てしやすい勤務体制をつくりましょう。
- ノー残業デーを設けましょう。
- 子育ての大切さを理解し、労働時間を短縮したり、休暇のとりやすい職場環境をつくりましょう。
- 事業主は一般事業主行動計画の策定に努めましょう。

(4) 評価指標と目標値

評 価 指 標	現状値	目標値
		平成21年度
家族で協力して子育てをしている家庭の割合 (就学前児童のいる家庭) (小学校児童のいる家庭)	90.1% 84.7%	95 % 90 %
家族間のコミュニケーションが図れている家庭の割合 (就学前児童のいる家庭) (小学校児童のいる家庭)	91.5% 88.7%	95 % 95 %
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合 (就学前児童の保護者) (小学校児童の保護者)	75.5% 65.4%	90 % 80 %
子育てが楽しい保護者の割合 (就学前児童の保護者) (小学校児童の保護者)	88.0% 80.3%	増やす 増やす
1日1回は家族で食事を共にしている子育て家庭の割合	-	増やす

## 5．子育てに伴う経済的負担の軽減のために

### (1) 現状と課題

アンケート調査結果（p19参照）によると、子どものいる夫婦が出産をためらう大きな理由の一つは、経済的な問題であるということがわかります。特に、昨今の厳しい経済情勢の中、児童手当や医療費助成など、子育てに伴う経済的な負担の軽減施策の充実は家庭における子育て支援の重要課題の一つとなっています。

また、買い換えの周期が短く、まだ十分利用可能であるにもかかわらず捨ててしまうことの多い子育て用品については、地域でのフリーマーケット等を通じたりサイクル活用を進めるなど、子育て費用の軽減策をそれぞれの家庭や地域で考えることも必要です。

### (2) 行政の今後の取組

#### 1．児童手当等の支給

児童手当をはじめとする各種手当の支給により、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。

#### 2．乳幼児医療費の助成

乳幼児医療費については、引き続き小学校就学前までの助成を行います。

#### 3．保育所保育料・幼稚園保育料の補助

同一世帯から2人以上の子どもが入所した場合、保育料の減免を行っていますが、今後も引き続き保護者の経済的負担の軽減を図ります。

また、幼稚園保育料についても、所得に応じて保育料の減免が受けられる補助を引き続き実施します。

#### 4．ひとり親家庭等に対する援助継続

ひとり親家庭に対する福祉医療費公費負担制度や母子家庭等子女奨学金支給制度の継続実施を図ります。

5．多胎児を抱える家庭に対する支援の充実

多胎児を抱える家庭に対しては、その希望に応じ、無料でエンゼルヘルパーを派遣し、子育て支援の充実を図ります。

6．赤ちゃんが生まれた家庭に対するお米券の支給（すこやか親子21支援事業）

赤ちゃんが生まれた家庭に町の特産米「万葉の香」一俵分の引換券をプレゼントします。

7．子育て用品のリサイクル情報の提供

地域におけるフリーマーケット開催など、子育て用品のリサイクル情報の提供に努めます。

（3）家庭や地域でできること（行動目標）

【家庭でできること】

- 子どもをもつことによる価値観を話しましょう。見い出しましょう。
- 子育て用品のリサイクル活用を進めましょう。

【地域でできること】

- 子育て用品を譲り合いましょう。
- 子育て経験者は家計のやりくりなどの工夫を教えてあげましょう。

（4）評価指標と目標値

評 価 指 標	現状値	目標値
		平成21年度
子育てをする上での悩みとして「子育てで出費がかさむ」を挙げた保護者の割合 （就学前児童の保護者） （小学校児童の保護者）	42.1%	減らす
	48.3%	減らす